

約 款

第1条（約款の趣旨）

全農京都府本部（以下「当店」という）は、プリペイドカード（以下「本カード」という）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、本カードの所持者（以下「お客様」という）は、この約款によりお取引いただきます。

第2条（発行および入金）

1. 本カードは、当店に設置する発券機により、発行およびカードへの入金を行うことができます。
2. 本カードへの入金が可能な利用可能残高の上限は、40,000円とします。
3. ただし、券売機で1回の操作で入金可能な限度額は、30,000円です。
4. お客様は、本カードへの入金にあたり、現金によりお支払いいただきます。

第3条（カードが利用できる場合）

1. 当カードは、当店に限り、券面記載のご利用可能残高の範囲で、代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当店が利用できないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
2. 当カードは、当店に設置されているカードリーダーによりご利用できます。

第4条（カードが利用できない場合1）

次の場合は、当カードをご利用いただけません。

1. 偽造または変造されたものであるとき。
2. お客様が当カードを違法に取得したとき、または違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

第5条（カードが利用できない場合2）

当カードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、当店のカードリーダーでご利用残高を読み取ることができないときは、当カードをご利用いただけませんので、ご了承ください。

第6条（カードの有効期限）

当カードには、有効期限が設定されています。最終の利用日（印字日）より3年間を経過するとご利用可能残高の有無に係わらずご利用できなくなります。また、有効期限を過ぎた残高についての換金はできません。

第7条（カードの再交付をする場合）

1. 本カードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は、当社が定めた方法でそのカードを提出し、カードの再交付を受けることができます。
2. 前項の取扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録、印字およびセンター保存の記録等を総合して推計します。

第8条（カードの再交付をしない場合1）

ご利用可能残高の読取りが不能で、残高の推計もできない場合には、再交付を受けることはできませんので、ご了承ください。

第9条（カードの再交付をしない場合2）

本カードが盗難、または紛失された場合等には、再交付いたしませんので、ご了承ください。

第10条（換金の原則禁止）

1. 本カードは、現金との引換はできません。
2. お客様の事情によらずに、本カードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法で、本カードをご提出いただくことにより、金額の払戻しを受けることができます。

第11条（取扱いの変更）

本カードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則

この約款は、令和6年9月28日から適用します。

◎本カード取扱店舗

令和6年9月28日現在

No.	取扱店舗名	住 所	電話番号
1	JASS-PORT 瑞穂	〒622-0311 京都府船井郡京丹波町和田垣内 36-1	0771-88-9021
2	JASS-PORT 曾我部	〒621-0022 京都府亀岡市曾我部町南條中浦 9-1	0771-29-6550
3	JASS-PORT 網野	〒629-3102 京都府京丹後市網野町下岡 281	0772-72-2512
4	JASS-PORT 大宮	〒629-2532 京都府京丹後市大宮町谷内 1017	0772-64-4301
5	JASS-PORT 京田辺	〒610-0311 京都府京田辺市草内馬橋 3	0774-64-6110
6	JASS-PORT 宇治田原	〒610-0231 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字宮ノ本 22	0774-99-7150
7	JASS-PORT 大井	〒621-0013 京都府亀岡市大井町並河 2-1-11	0771-24-2650
8	JASS-PORT 久美浜	〒629-3403 京都府京丹後市久美浜町向町 273	0772-82-9100
9	JASS-PORT 弥栄	〒627-0131 京都府京丹後市弥栄町和田野 1337-1	0772-65-0303
10	下豊富給油所	〒620-0926 京都府福知山市字新庄 265	0773-23-3236